

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2014年5月10日（土）

午後1時30分～4時30分

明石市民会館 第1会議室

市民自治あかし

2014年度総会

- 1 開会のあいさつ
- 2 この1年の取り組みと活動の経過
- 3 新年度の活動の方針と具体的計画
- 4 草の根の市民自治の取り組み 報告と意見交換
- 5 会計と財政の方針、役員等の体制
- 6 閉会のあいさつ

政策提言市民団体 市民自治あかし

E-mail:office@jichi-akashi.com

事務局：明石市太寺 4-9-17 Tel.078-913-1241 fax078-914-8039 銀座事務所：明石市本町 1-6-3

I この1年の取り組みと活動の経緯（年表参照）

1. フェリー跡地問題への対応

2010年11月16日の航路休止、2012年5月29日の明石淡路フェリー（三セク）会社解散、同6月29日の航路廃止により、58年のおよび明石の海の玄関でもあった明石フェリーの歴史に幕を閉じました。フェリー運航の休止をめぐって3選を断念した前市長、後任市長となった現市長も就任ご1年間に為すすべなく航路廃止の幕引き役を務めました。

しかも、航路再開への努力もなく、半年後には臨港地区に指定された港湾施設区域であるフェリー跡地の民間マンション業者への売却を認め、1年後には港湾法に反してマンション開発を許可するという、違法で、無責任な“まち壊し”が行われました。

こうした動きに対し、駅前再開発・住民投票直接請求運動でフェリー跡地問題に目を向ける余裕のなかった市民自治あかしも、2013年7月になって地元中崎2丁目住民の取り組みと連携して遅まきながらこの問題に取り組みました。以降9カ月、市長への公開質問、要望書の提出に続き、開発審査会に対する開発許可の取消し請求という、明石市で初の請求に取り組みました。

結果的には今年2月、審査会は「請求人資格がない」として請求却下の裁決書をまとめたが、明石市の対応についても請求の訴えを反映し異例の「市長への要望」事項を付記しました。これを踏まえて3月20日、市長に対して4項目の質問と要請書を提出しました。

一連の取り組みの意義と明らかになった成果は、次のとおりです。

①中心市街地、駅前再開発問題との関連

明石港の最重要施設と空間でもあるフェリー跡地は、明石市自らが定めた明石駅前中心市街地活性化基本計画で「駅前再開発地区」と並ぶ「南の拠点」として位置づけられた中心市街地の最重要拠点です。将来のフェリー航路再開はもちろん、海峡公園都市をうたう明石市の海辺のまちづくり拠点としてもかけがえのない空間です。

この意味をあらためて浮上させるとともに、マンション建設という「私的空間」に売り渡してしまう明石市の無責任さを明確にしました。南の拠点を喪失することによって、駅前再開発が中心市街地活性化に貢献できないことを立証していくためにも、重要な取り組みでした。

②明石港、フェリー問題との関連

フェリー問題への明石市の対応が一貫してお粗末であり、為すすべのないままに「運航休止」「航路廃止」へ突き進んでいったあげく、跡地の活用についても主導性を発揮できず、最悪の高層マンション建設を認めてしまいました。明石港問題については、30年以上にわたって問題解決を図れない砂利揚げ場問題をはじめ、明石市の重要なまちづくり課題についてビジョンと主体性を持ち得ない実態が明らかになっています。市長が何代変わっても、変わらぬ明石市政の姿勢に抜本的なメスを入れねばならないことが明らかになりました。

③開発許可行政、基礎自治体の基本的姿勢

明石市は2002年4月に特例市になり、県知事権限に属していた開発許可権限の移譲を受けました。開発許可権限を持つことによって、長期総合計画や都市マスタープランなど明石市のまちづくり行政や各種上位計画等との整合性を図ることが可能になったはずですが。

これまで10年余にわたって明石市の開発審査会に対する審査請求は行われることがなかったが、今回の審査請求で明石市は、国が都市計画法で定めた用途さえ適合していれば開発許可を出すという仕組みであることが明らかになりました。フェリー跡地も港湾法との関係や、長期総合計画、都市マスタープラン、中心市街地活性化基本計画との整合性をチェックすら行わ

ず、開発許可を出していたという驚くべき実態が明らかになりました。開発審査行政がその役割を果たしていないだけでなく、自治体としての権能すら発揮していないお粗末な行政姿勢が明るみに出たこととなります。

こうしたまちづくり行政のずさんな運用は、2年間にわたって指摘してきた駅前再開発、さらにはアスピア明石の建設とその後の対応等にも共通する問題であることが、一層明らかになったと言えます。

④自治基本条例遵守に関する問題

フェリー跡地問題については、2013年初めから取り組んできた地元住民が体験し、7月に立ちあげたフェリー跡地問題を考える会、そして市民自治あかしも直に見てきたように、市民への情報開示や説明責任が全く果たされていないことが明白になりました。駅前再開発問題でも明らかになったこうした姿勢は、施行後4年目を迎えていた自治基本条例に定めた「市政運営の基本原則」である「市民の参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」が全く活かされていないこととなります。

すなわち、自治の主体である市民は「市政に参画する権利」「情報を知る権利」「まちづくりに主体的、自主的な活動を行う権利」等の権利があることを保障しているにもかかわらず、市民の質問に全く答えない、あるいは「木で鼻をくくった回答」しかないことが随所で見られました。また、開発審査行政の過程に市民の参画プロセスが加えられることなく、フェリー跡地という重要な空間の取り扱い決定を市民に周知することすらしない仕組みが漫然として行われていることが明らかになりました。

振り返れば、自治基本条例が施行され今年で5年目に入るにもかかわらず、市政運営の原則に基づいた関連条例や制度の見直しがほとんど行われていません。自治基本条例には末尾第38条に「施行後、5年を超えない期間ごとに検証、見直しを市民参画のもとで行わなければならない」と規定されているのに、未だその兆しがないことは、市長等が基本条例に違反していることになるのではないのでしょうか。

(自治基本条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

2. 駅前再開発問題への対応

駅前再開発問題については、昨年3月の設立総会で次のように取り組む方針を決めていました。

再開発関連

- ①計画の問題点が市民に十分に情報共有されていない中で、さらに計画自体が二転三転し、事業費が膨らみ続けている。計画の問題点を解明・検証し、正しい情報を市民に提供する。そのために計画に関する資料や情報を収集するとともに、「出前講座」等を活用して学習会を開催する。
- ②現行計画の問題点を分かりやすくするためにも、ワークショップなどをしながら、明石らしい駅前のまちづくりに関する対案づくりを市民参画で進める。
- ③市民に広く理解してもらえよう、再開発問題をまとめた冊子づくりを進める。

こうした方針に基づき、世話人会の中に「編集・まちづくり対策PT（プロジェクトチーム）

をつくり 5/2、5/24、7/3 と P T 会議や世話人会での議論を重ねましたが、パンフや冊子編集についての具体案が企画されたものの、そうした広報宣伝物を配布、活用する具体的な戦略の検討に難航しました。

この間にフェリー跡地問題が差し迫った問題として浮上し、活動の力がフェリー跡地問題に注がれたことや、再開発区域の店舗の閉鎖、移転が進み、10月からビル解体へ向けての準備が具体化する中で、有効な対応策を立案できませんでした。10月末には区域内の全店舗の閉鎖、廃業、移転が終わり、仮設営業店舗も開業、年末にはビルの解体工事が始まりました。

他方、大阪・門真市の再開発計画をめぐって旧ダイエー店舗のビルの補償疑惑や市の担当部長が疑惑の不動産会社に天下りするなどの疑惑が報道され、明石駅前再開発とウリ二つの疑惑構造にあることなどがわかり、新たな課題も浮上しました。

再開発問題については、アスピアの商業施設運営が民間業者に丸投げされたことで再建を図る動きなども加わって、一層先行き不透明さが濃くなりました。

今後は解体工事完了後、本体工事が進む中で市民感情の揺れも踏まえうえて、どのように問題点を市民に知らせていくか。門真市の疑惑事例なども調査しながら、再開発問題の環境変化を分析し、適格な対応方針を再検討していくことが求められます。

3. 住民投票条例への対応

2012年の住民投票直接請求運動の中で、泉市長が住民投票条例の早期制定を約束し、2013年6月議会に提案、可決された同条例検討委員会設置条例に基づき8月21日、住民投票条例検討委員会（委員10名、^{かどまつなるふみ}角松生史会長）が第1回委員会を開きスタートしました。明石で唯一、住民投票条例の直接請求経験を持つ市民団体代表として、市民自治あかし代表世話人の松本も委員に加わるとともに、市民自治あかしのメンバーも多数が傍聴を続けています。

委員会はほぼ1カ月間隔で開催し、2014年1月には中間まとめを発表、2月23日には検討委員会主催の中間まとめフォーラムを開催し、8月答申をめざして審議を重ねています。

この条例のポイントは、市民が使いやすい、実態的に機能する条例をつくることにあります。明石市自治基本条例に基づく常設型住民投票条例の制定は、地方自治法に基づく直接請求手続きと異なり、一定の成立要件を満たして住民が発議すれば市長は議会に諮ることなく住民投票を実施することになるのが特徴です。一昨年11月の市議会の否決によって2万余の直接請求署名に基づく住民投票条例案が葬られた「苦い経験」を繰り返すことのないように、住民意思の反映と尊重をめざしたものです。

条例づくりの審議項目は多岐にわたり活発な議論が行われていますが、もっとも重要な成立要件である「請求に必要な署名数」については、有権者数の1/10から1/4の案が議論されており、もっとも意見の対立する重要課題です。4月25日の第7回委員会を経て6月6日の第8回委員会（午前9時～、市議会大会議室）がヤマ場になるとみられます。多数の傍聴を期待します。

また、市はできれば2014年末の12月市議会に条例案を上程し早期成立を図りたいとしています。議会がどのように対応するか、今後は議会への働きかけも含めて重要な時期を迎えます。

4. 議会改革への対応

昨年の総会で確認した活動方針には議会改革への取り組みについて、次のように定めていました。

議会改革関連

①議員定数や報酬の削減要求が市民の中に根強いのは、議会と議員が市民から負託された役割を果たせず、議会が機能していないからである。一人や二人の定数削減をしても議会改革が進むわけではなく、改革をあいまいにするだけである。市民の参画を得て抜本的な議会改革を進め、

議員の資質向上をめざし、議会基本条例制定と議会改革へ具体的な提言と働きかけを強める。
②議員と市民との意見交換会等を通じて、双方の意識改革を進める。ダメな議員をつくらぬようにするには、地縁・血縁、地盤・看板で議員を選ぶのではなく、市民が政策で議員を選ぶよう意識改革をしなければならない。議会改革は、市民の意識改革でもある。

こうした方針に基づいて、市議会が進めていた議会基本条例の制定プロセスに市民の意見を反映するように5月29日、市議会議長と議会活性化特別委員会委員長へ意見書と要望書を提出しました。

市議会は2月初めに議会基本条例の骨子案、4月23日に条例素案を公表していましたが、市議会のあり方や市長と議会の関係、市民の参画や協働、会議の公開等についてなお不十分である点が見受けられるため、4点にわたって意見を提言書にまとめるとともに、これらの課題をたたき台として市民が主催する「市議会と市民との意見交換会」に出席するように要請しました。

これに対して議会は、6月7日に開かれた議会活性化特別委員会で議題に上げて対応を協議しましたが、意見・提言の内容については「今後の条例検討の過程で市民の意見として協議する」としたうえで、意見交換会への出席については「すでにパブコメを行ったり、説明会を開催し、今後のフォーラムなどを開くので、個別の団体の要請に応じる必要はない」という多数意見にもとづき、委員会としては応じないと12日の委員会で決定しました。

このため、市民自治あかしとしては、特別委員会との意見交換ではなく議員個々に出席を求めて意見交換する方向であらためて要請することを決め、全議員に出席要請書を届けて出欠を確認、8月18日（日）の午後、「議会基本条例に関する市民と議員の意見交換会」を開催しました。

意見交換会には永井（市民クラブ）中西（次世代明石）木下（同）西川（共産）宮坂（民主連合）樽谷（政和会）の6議員が出席。参加者とも活発な議論を重ね、民主連合、政和会の議員としては初めて市民自治あかしの会合に出席した2議員は、このような意見交換会を市民団体が企画し出席できたことは素晴らしい機会だったと述べました。

議会基本条例は8月24日の市民フォーラムを経て9月市議会に提案され、10月に成立、今年4月から施行されました。条例の中身については不十分で問題点を含む部分もありますが、少なくとも自らが制定した議会運営の最高法規として遵守するよう、今後とも市民からチェックしていくことが求められます。来春の市長・市議ダブル選挙で、議会と議員の資質をどのように問うか、再びボールは市民に返されていると言えます。

5. 財政問題への対応

明石市の財政問題は、この1年もさらに大きな課題として浮上しました。

政策提言団体・市民自治あかしとしては、財政課題は駅前再開発などの巨額公共投資が重大な財政負担につながると警鐘を鳴らしてきましたが、自治体財政の問題は市民が財政構造全体に目を向け、納税者としてだけでなく、市政運営に関わる主権者として、財政の実態を熟知し、税金の使途を適切に行うために「参画・協働」していくことが求められます。その前提として「財政情報の共有」が不可欠です。「2011年市民マニフェスト」では、市民と職員が共同で財政の勉強会を重ね、市民と行政が共同で「財政白書」をつくることを掲げています。

こうした観点から、明石市の財政部と協議し、5月31日に初の「財政問題学習会」を開催しました。財政課長はじめ担当職員4名が出席し、この日は明石市財政の構造などの基本的知識からはじまり、今後の見通し等について参加者との突っ込んだ意見交換を行いました。

残念ながら、この時点では古い財政見通しのデータしか公表されておらず、肝心の今後の見通し等の分析は次回に持ち越されました。

引き続き8月末から9月にかけてのところに第2回学習会の開催を決めて市と折衝しましたが、10月29日から11月3日の間に6カ所で計6回にわたり明石市が財政健全化へ向けての市民意見交換会を開催する日程が決まっており、これと重なることを理由に延期の要請を受けました。同会合で新しい見通しや対応策等も示されるということなので、これらの会合にメンバーも参加し、積極的に質疑を行ったうえで新たな学習会を検討することにしました。

上記の会議には、市の発表で延べ181人の市民が参加、別途11月12,13日にはあかねが丘学園で高齢者を対象にした意見交換会が開かれ、延べ85人が参加したということです。

市は財政健全化対策として福祉施策のこまごました予算の削減を提示していますが、意見交換会ではこうした施策に対して批判と反論が集中し、駅前再開発のような大型公共事業への巨額支出を止めるよう求める声が目立ちました。

市民自治あかしでは、その後の検証作業ができておらず、新たな学習会の計画を立てられないまま推移しました。まずは、市が発表した新たな財政見通しや対策等についての検証作業を行い、学習会の焦点を絞ったうえで、新しい行動計画を立案していきたいと考えています。

6. 「市民マニフェスト」の検証と全市的なまちづくり課題への対応

本来は、昨年春の市民自治あかしスタートの時点で泉市政が2年を終えていたことから、同市長の2年間の検証と、同市長が市長選に臨むに際して開いた公開討論会で「市民マニフェストには全面的に賛同し、実現をめざす」と約束したことの中間検証を行うことを念頭においていました。すなわち、市長自ら掲げた公約の検証と市民マニフェストに掲げた課題と目標についての中間検証です。

しかし、これらは上記のような活動の中で手が回らず、新年度に持ち越されています。新年度は市長、市議選のダブル選挙が控えていることから、これらの検証作業を最優先課題として取り組む必要があります。

一方、市民自治あかしが当初具体的に挙げていた課題以外にも、明石市内では各地域で多様な問題が発生し、取り組まれています。これらの中から、市民自治あかしの活動方針に関わる課題、すなわち市民の参画と協働、情報の共有に関わる「市政運営の原則」に関する問題については、何らかの形で取り組むことが確認されています。

ここ最近の世話人会では、次のようなテーマが挙げられています。

- ・民生児童委員協議会の幹部が国会議員の選挙応援の先頭に立っていたことを問題にした民生児童委員幹部の解職請求運動
- ・駅前再開発ビルに「市民図書館」を建設すると言いながら、図書館建設や運営への市民参加、図書館協議会の仕組みしかない現状をどう改革するか？
- ・小学校区単位の地域コミュニティにおける「協働のまちづくり」へのアプローチの仕方と交付金制度
- ・小学校への警備員派遣制度の改革を機会に、むしろスクールガード制度を発展させることと連動させるべきではないか？
- ・アスピア明石の運営改善策として民間業者に商業施設の運営を丸投げしたが、本来の地元の零細業者が追い出されていく（駅前再開発でも地元の零細業者が追い出され、来年早々から9カ月かけて全面改装が行われるステーションセンターのテナントの入れ替えも地元の零細業者追い出しになりかねない）
- ・寄宿舎という名目で、高齢者向けの賃貸住宅が建設され、その実態を行政が把握しないまま要介護者の入居が進んでいる。地域コミュニティや防災の問題から見てどうなのか？
- ・明石港の砂利揚げ場の凍結が続き、長期固定化になりかねない

これらはほんの一例ですが、これらのテーマに市民自治あかしの限られた陣容でどのように関わっていけばいいのか。一つひとつの課題や運動から学び、支援し、連携していくことが、明石市全体の市民自治の発展展開につながっていくことは間違いありません。個別の課題を事例に、世話人会での議論が必要です。

7. 市民自治あかしの組織体制について

市民自治あかしは、明石市における市民自治をめざした「政策提言」をおこなうことを旨とした任意の市民団体です。幅広い市民有志の参加と勧誘、応援の人たちで構成されます。

発足時点で、会員の会費は年間2000円とし、初年度300人の会員獲得をめざすとして発足しました。

現時点で会費が納入された会員（事情で会員にはならず、カンパのみの人も含む）は52名。多分、機会がなくて未納になっている人を含めても60名ほどです。世話人は登録26名、うちメール環境にある人は20名、その他はfaxによる連絡体制をとっています。

世話人会への出席は年間を通じて、概ね15名前後と盛況です。

II 新年度の活動の方針と具体的計画

1. 市民自治あかしの活動に影響する2014年度の情勢と見通し

この国の情勢は極めて流動的で、1990年代にはじまった30年越しのグローバルで「歴史的な転換期」の最後の段階に入ったと言えます。

国際政治と経済の緊張状況、安倍暴走政権の危険性と国際的な孤立に向かう不安定な国内政治の状況、日本を含めた先進国を覆う人口減少に伴う「縮小社会」への不安と新しい社会構造実現への期待、足踏み状態に見える地方分権の不可避的な進展と対応すべき自治体の落差。わが足元の明石市を見れば、この歴史的転換期におけるまちのトップリーダーはついに4代続いて不作の市長を抱くことになりました。

他方、世界的に見ても国内的に見ても、主権者である市民が政治、経済、文化あらゆる分野において大きな役割を果たすことは最早とどまることはなく、着実に力をつけつつあります。明石市においても、自治基本条例の浸透・定着は未だ遠い状況ではありますが、さまざまな分野や地域における市民・住民の主体的な活動は着実に高まっており、旧態依然の行政との落差を感じざるを得ません。

向こう1年間の明石の情勢は、今年後半からは2015年4月の統一地方選で行われる市長、市議ダブル選挙へ向けての動きが加速します。前回選挙で惜敗したリベンジ候補の擁立や、退陣したはずの元職の動き等も相まって、4年前の二極対立型の選挙とは様変わりすることが予想されます。さらに第4、第5の候補も出かねない見通しにあります。

問題は、明石の将来をかけるリーダーや議会の選挙で、市政に最も重要な政策や理念抜きに混線模様になることです。自治基本条例に定めた明石市の市政運営の原則と方向に沿ったリーダー選びが必要です。

自治基本条例はすでに施行後5年目に入りましたが、市民と行政への浸透・定着はおろか、「5年以内の検証、見直し」さえも忘れられた状況にあり、市議会も含めて姿勢が問われるところです。

駅前再開発は将来への大きなツケと、先行き見通しのない中でゼネコン依存の泥縄的開発が進められており、明石の海の玄関には巨大な高層マンションがフェリー跡地に建ち上がり、海峡への景観を妨げ、中心市街地のシンボル道路からの眺望を台無しにします。これらはすべて、明石市のま

ちづくり政策の無策と失敗を象徴するものとして、後世に引き継がれます。いや、「市民への大きなツケ」として購（あがな）われることとなります。

2. 新年度の活動の方針

(1) 市民自治あかし設立当初の4つの課題については引き続き取り組むものの、新年度は泉市政の検証とともに「市民マニフェストの検証」を行うことによって、駅前再開発や中心市街地のまちづくり、財政の検証、議会改革の追求、市民主体のまちづくりの全市的な課題の検証を行います。

駅前再開発事業については、いつの間にか「図書館」や「本」を中心とした再開発ビルのコンセプトが発表されていますが、図書館や本を中心としたまちづくりには「市民の参画」が不可欠なのに、その基本が無視されているところに根本的な問題点が潜んでいます。

これらの問題点を追求する作業は、やがて年末から年明けにかけて避けられないダブル選挙への対応に直結する、重要な前作業にもなります。

(2) 自治基本条例施行5年目に当たる新年度は、市の検証作業に先立って市民サイドからの検証を行うことが重要です。検証作業は、メンバー一人ひとりがこの3年または4年間を振り返る中で、課題を抽出することから始まります。

(3) 自治基本条例5年目の検証は、同時に自治基本条例に基づく市政運営を前面に掲げた「2011年市民マニフェスト」の検証と重なります。それはまた同時に、市民マニフェストに賛同し実現を約束した泉市政の検証でもあります。

市民自治あかしによる検証を行うとともに、市長や市議会に問いかける日程を予定し、市長の参加を得て「マニフェスト検証大会」を行う計画を進めたいと考えます。

(4) 検証課題と検証結果については、広く市民に知らせていく手段を講じます。どのような内容と手段を駆使するかは、今年前半の大きな課題でもあります。市民自治あかしのHPを拡充し、市民への発信力を高めます。

(5) 議会改革は、議会基本条例施行初年度になり、極めて重要です。いま一度、議会基本条例の学習会を行い、条例に基づいた議会運営を間違いなく行うように、さまざまな働きかけを行っていきます。市民と議員の意見交換会の2回目の開催も実施します。

(6) 昨年秋の明石市の財政健全化意見交換会を検証し、財政部との財政学習会を開催します。

(7) 来春の市長選挙情勢を慎重に見定め、市民マニフェストの実現にふさわしい候補を見極めます。

(8) 当初300人を目標にしていた会員獲得は、目標の1/5足らずにとどまっています。会員の広がり足踏みは、行動力の劣化につながり、活動の財政基盤にも響きます。新年度も目標を据え置いて、会員300人体制をめざします。その方策を、世話人会等で議論します。

3. 会計と財政方針

4. 役員等の体制